

定 款

【変更理由】

役員定数、総代定数の見直し及び信連において、令和4奨励年度以降の貯金施設および奨励金体系が「余裕金基準」から「貯金基準」に変更されることから所要の変更を行う。

定款新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
目 次 (略)	目 次 (略)
第1章～第4章 (略)	第1章～第4章 (略)
第5章 役 職 員	第5章 役 職 員
(役員の定数)	(役員の定数)
第29条 この組合に、役員として理事 <u>25人以上27人</u> 以内及び監事 <u>6人以上7人以内</u> を置く。	第29条 この組合に、役員として理事 <u>31人以上33人</u> 以内及び監事 <u>7人</u> を置く。
②～⑥ (略)	②～⑥ (略)
第30条～第38条 (略)	第30条～第38条 (略)
第5章の2～第6章 (略)	第5章の2～第6章 (略)
第7章 総 代 会	第7章 総 代 会
(総代会)	(総代会)
第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。	第52条 この組合は、総会に代わるべき総代会を設けるものとする。
②、③ (略)	②、③ (略)
④ 総代の定数は、 <u>504人</u> とする。	④ 総代の定数は、 <u>827人</u> とする。
⑤ (略)	⑤ (略)
第53条、第54条 (略)	第53条、第54条 (略)
第8章 (略)	第8章 (略)
第9章 会 計	第9章 会 計
第60条、第61条 (略)	第60条、第61条 (略)
(余裕金の運用)	(余裕金の運用)
第62条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。	第62条 この組合の余裕金は、次に掲げる方法によるほか、これを運用することができない。
1 長野県信用農業協同組合連合会、農林中央	1 長野県信用農業協同組合連合会、農林中央

新	旧
金庫、銀行、信用金庫、労働金庫若しくは信用協同組合への預け金 2～8 (略) ②～③ (略) ④ この組合が第1項第1号の規定により長野県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫への預け金に運用する総額は、この組合の<u>受入れに係る貯金及び定期積金の合計額の2分の1</u>を下ってはならない。 ⑤ (略) 第63条～第70条 (略) 第10章 (略)	金庫、銀行、信用金庫、労働金庫若しくは信用協同組合への預け金 2～8 (略) ②～③ (略) ④ この組合が第1項第1号の規定により長野県信用農業協同組合連合会又は農林中央金庫への預け金に運用する<u>余裕金の総額</u>は、この組合の<u>余裕金総額の3分の2</u>を下ってはならない。 ⑤ (略) 第63条～第70条 (略) 第10章 (略)

附 則

- 1 この定款の変更は、行政庁の認可を受けた日から効力を生ずる。
- 2 前項の規定にかかわらず、変更後の第29条および第52条は、行政庁の認可を受けた日以降最初に到来する役員改選および総代改選の時から適用する。また、変更後の第62条第4項は、行政庁の認可を受けた日以降、令和4年2月1日から効力を生じる。

定款附属書 役員選任規程

【変更理由】

全中等の全国機関8団体及び長野県連合会（中央会・信連・厚生連）において役員の就任年齢が変更されたことから、整合性を図るため所要の変更を行う。

定款附属書 役員選任規程新旧対照表

（下線部は改正部分を示す）

新	旧
第1条～第5条 (略) （候補者の資格） 第6条 役員の候補者は、選任総会の日の属する年の2月末日における満年齢が<u>70歳以下</u>の者とする。 第7条～第13条 (略)	第1条～第5条 (略) （候補者の資格） 第6条 役員の候補者は、選任総会の日の属する年の2月末日における満年齢が70歳<u>未満</u>の者とする。 第7条～第13条 (略)

附 則

この改正した規程は、行政庁の認可を受けた日以降最初に到来する役員改選の時から適用する。

定款附属書 総代選挙規程

【変更理由】

総代定数の見直しに伴う変更である。

定款附属書 総代選挙規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新						旧					
第1条、第2条 (略) (選挙区等)						第1条、第2条 (略) (選挙区等)					
第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。						第3条 総代の選挙は、選挙区ごとに行う。					
② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、 別表のとおりとする。						② 総代の選挙区及び各選挙区の総代の定数は、 別表のとおりとする。					
③～④ (略)						③～④ (略)					
第4条～第26条 (略)						第4条～第26条 (略)					
別表						別表					
区域	定数	区域	定数	区域	定数	区域	定数	区域	定数	区域	定数
滋野	<u>19</u>	室賀	<u>10</u>	大門	<u>8</u>	滋野	<u>29</u>	室賀	<u>15</u>	大門	<u>15</u>
田中	<u>11</u>	浦里	<u>14</u>	古町	<u>11</u>	田中	<u>23</u>	浦里	<u>19</u>	古町	<u>20</u>
祢津	<u>24</u>	長	<u>19</u>	武石	<u>21</u>	祢津	<u>38</u>	長	<u>38</u>	武石	<u>33</u>
和	<u>25</u>	菅平	<u>8</u>	和田	<u>14</u>	和	<u>37</u>	菅平	<u>14</u>	和田	<u>27</u>
神川	<u>12</u>	本原	<u>14</u>	青木	<u>32</u>	神川	<u>19</u>	本原	<u>21</u>	青木	<u>56</u>
豊里	<u>12</u>	傍陽	<u>18</u>	別所	<u>5</u>	豊里	<u>19</u>	傍陽	<u>32</u>	別所	<u>7</u>
殿城	<u>8</u>	長瀬	<u>7</u>	西塩田	<u>16</u>	殿城	<u>15</u>	長瀬	<u>12</u>	西塩田	<u>24</u>
神科	<u>23</u>	塩川	<u>13</u>	中塩田	<u>23</u>	神科	<u>38</u>	塩川	<u>19</u>	中塩田	<u>35</u>
塩尻	<u>12</u>	依田	<u>16</u>	東塩田	<u>15</u>	塩尻	<u>19</u>	依田	<u>24</u>	東塩田	<u>21</u>
川辺	<u>13</u>	西内	<u>8</u>	富士山	<u>10</u>	川辺	<u>21</u>	西内	<u>13</u>	富士山	<u>14</u>
泉田	<u>17</u>	東内	<u>9</u>	計	<u>504</u>	泉田	<u>28</u>	東内	<u>14</u>	計	<u>827</u>
上田	<u>8</u>	丸子	<u>12</u>			上田	<u>20</u>	丸子	<u>18</u>		
城下	<u>11</u>	長久保	<u>6</u>			城下	<u>20</u>	長久保	<u>10</u>		

附 則

この改正した規程は、行政庁の認可を受けた日以降最初に到来する総代改選の時から適用する。

第6号議案

信用事業規程の変更について

【変更理由】

ファンドラップについて、組合が証券会社等の投資顧問契約および投資一任契約の締結の代理または媒介が行えるよう、業務代理告示の改正が行われたことに伴う変更である。

信用事業規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1条 (略)	第1条 (略)
第2条 事業の実施方法	第2条 事業の実施方法
1～8 (略)	1～8 (略)
9 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。） 業務の代理又は媒介については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。	9 業務の代理又は媒介（主務大臣の定めるもの及び信用事業方法書（金融機関等の業務の代理又は媒介）に定めるものに限る。） 業務の代理については、当該業務を行う法人との契約に定めるところによる。
10～17 (略)	10～17 (略)
第3条 (略)	第3条 (略)

附 則

この規程の変更は、行政庁の承認のあった日から効力を生じる。

第7号議案

共済事業規程の変更について

【変更理由】

共済規程に定める「地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置」（以下「特別措置」という。）は、地震の罹災者には共済契約に係る手続を行うことが困難なことから、共済契約に係る権利義務の行使に猶予期間を設けるなどの措置を講じているものである。しかしながら、近年、地震以外の特定非常災害に指定^{※1}される豪雨や台風が多発しており、また、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の発令^{※2}により、特別措置と同様の措置を講じる必要が生じている。従来、このような地震以外の災害等の発生時には、行政庁からの要請に基づき、特別措置と同等の対応を行っていたところであるが、今後、地震以外の災害や新型コロナウイルス感染症等の多様化する災害等の発生時において、特別措置が講じられるようにするため、所要の変更を行う。

※1 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定に基づき政令で特定非常災害に指定された災害

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づく新型インフルエンザ等緊急事態宣言

共済事業規程新旧対照表

(下線部は改正部分を示す)

新	旧
第1章 (略) 第2章 事業の実施方法に関する事項 第1条～第15条 (略) (地震等に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置) 第16条 この組合は、<u>全国共済連が定めた地震等</u>によって、この組合又は共済契約者、被共済者若しくは共済金を受け取るべき者が共済契約に係る手続を実施することが困難となる場合において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。 第17条 (略) 第3章～第4章 (略)	第1章 (略) 第2章 事業の実施方法に関する事項 第1条～第15条 (略) (地震に係る共済契約上の権利の行使又は義務の履行の時期に関する特別措置) 第16条 この組合は、<u>地震が発生し、又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第9条第1項の規定に基づく地震災害に関する警戒宣言が発せられたため、共済事業に係る業務を停止し、又は開始しない場合</u>において、全国共済連が定めた期間内に、共済契約につき、この組合と共済契約者、被共済者又は共済金を受け取るべき者との間における権利の行使又は義務の履行の時期を経過することとなるときは、この章及び共済約款の定めにかかわらず、権利の行使又は義務の履行については、全国共済連が定めたところによる。 第17条 (略) 第3章～第4章 (略)

附 則

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

附帯決議案

本日の付議事項のうち、権利義務に関係しない軽微な事項の修正及び違算、誤字の訂正並びに法令その他行政庁の処分またはこれに基づく指示による場合には、必要な字句の修正をすることを理事会に一任するものとする。